

社会福祉法人みのり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(勤務形態に応じた報酬の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 無報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の種類及び支給額)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員に対する報酬の種類と支給額は、別表1に定める。
- 3 この法人の理事及び監事の報酬総額は、一人当たり年間 30 万円以内とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬の種類と支給額は、別表2に定める。

(支給日及び支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議への出席等必要の都度、日額で支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月25日(評議員会の決議があったものとみなされた日)より改正施行する。

別表1 評議員の報酬

種 類	日 額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤、出張等	7,000 円

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事

種 類	日 額
理事会等会議への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤、出張等	7,000 円

(2) 監事

種 類	日 額
監事監査(終了時)	50,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤、出張等	7,000 円